

# インターネット広告管理弁法

(2023年2月25日国家市場監督管理総局令第72号 2023年5月1日施行)

第1条 インターネットでの広告活動を規範化し、消費者の合法的權益を保護し、インターネット広告業の健全な発展を促進し、公平で競争のある市場経済秩序を維持するため、「中華人民共和国広告法」(以下、広告法と略称)、「中華人民共和国電子商取引法」(以下、電子商取引法と略称)などの法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中国国内において、ウェブサイト、ウェブページ、インターネットアプリケーションなどのインターネットメディアを利用し、文字、画像、音声、映像或いはその他の形式で、直接或いは間接的に商品或いはサービスを宣伝する商業広告活動には、広告法と本弁法の規定を適用する。

法律、行政法規、部門規則、強制力のある国家標準及び国のその他の関連規定により展示、標示、告知しなければならないことが求められる情報は、その規定に従う。

第3条 インターネット広告は真実、合法で、正しい方向を堅持し、健全な表現形式で広告内容を表現し、社会主義精神文明の建設と中華民族の優秀な伝統文化の発揚の要件に適合しなければならない。

インターネットを利用して広告活動に従事する場合、法律、法規を遵守し、信義誠実、公平な競争でなければならない。

国はインターネットでの公益広告宣伝活動の展開を奨励、支持し、社会主義の核心的価値観と中華の優れた伝統文化を広め、文明の気風を提唱する。

第4条 インターネットを利用し広告主或いは広告主から委託された広告事業者の広告を発行(訳注: 発布は掲示の意味もあるが発行と訳する、以下同じ)する自然人、法人或いはその他の組織には、広告法及び本弁法の広告発行者に関する規定を適用する。

インターネットを利用して情報サービスを提供する自然人、法人或いはその他の組織には、広告法及び本弁法のインターネット情報サービス提供者に関する規定を適用する。インターネット広告の設計、制作、代理、発行などの活動に従事する場合、広告法と本弁法の広告事業者、広告発行者などの主体に関する規定を適用しなければならない。

第5条 広告業界組織は法律、法規、部門規則と規約の規定に基づき、業界規範、自主規制規約と団体標準を制定し、業界の自律を強化し、会員が社会主義の核心的価値観を自発的に実践し、法に基づきインターネット広告活動に従事するよう指導し、誠実の構築を推進し、業界の健全な発展を促進する。

第6条 法律、行政法規が製品の生産、販売或いはサービスの提供を禁止し、さらに商品或いはサービスの広告の発行を禁止する規定をしている場合、いかなる単位或いは個人もインターネットを利用して設計、制作、代理、広告を発行してはならない。インターネットを利用したタバコ（電子タバコを含む）広告の発行を禁止する。インターネットを利用した処方薬広告の発行を禁止する、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第7条 医療、医薬品、医療機器、農薬、動物薬、保健食品、特殊医学用調整食品の広告など法律、行政法規の規定により審査を受けなければならない広告を発行する場合、発行前に広告審査機関は広告内容を審査しなければならない。審査を受けていない場合、発行してはならない。

審査を受けなければならないインターネット広告について、審査を通過した内容に厳格に基づき発行しなければならない、編集、結合、改変してはならない。審査を通過した広告内容を変更する必要がある場合、広告審査を再申請しなければならない。

第8条 健康、健康維持の知識などを紹介する形式で、医療、医薬品、医療機器、保健食品、特殊医学用調整食品の広告の形を変えて発行することを禁止する。

健康、健康維持の知識を紹介する場合、関連する医療、医薬品、医療機器、保健食品、特殊医学用調整食品の商品事業者或いはサービス提供者の住所、連絡先、ショッピングリンクなどの内容を同一ページ面或いは同時に掲載してはならない。

第9条 インターネット広告は識別性を備え、消費者に広告であることを認識させられなければならない。

価格競争ランキングの商品やサービスについて、広告発行者は「広告」を目立つように明示し、自然な検索結果と明らかに区別しなければならない。

法律、行政法規が広告の発行或いは形を変えての発行を禁止する場合を除き、知識の紹介、体験の共有、消費の評価などの形式を通じて商品やサービスを販売するとともに、ショッピングリンクなどの購入方法を付加する場合、広告発行者は「広告」を目立つように明示しなければならない。

第10条 ポップアップなどの形式でインターネット広告を発行する場合、広告主、広告発行者は閉じる標識符号を目立つように表示し、ワンクリックで終了できるようにし、以下に掲げる状況があってはならない：

(1) 閉じる標識符号がない或いはタイマーが終了するまで広告を閉じることができない；

(2)閉じる標識符号が虚偽、明確に識別できない或いは見つけにくいなど、広告を閉じるための障害を設けている；

(3)広告を閉じるために2回以上クリックしなければならない；

(4)同じページ、同じ文書を閲覧している過程で、閉じた後も広告をポップアップし続け、ユーザーの正常なネットワーク使用に影響を与える；

(5)その他のワンクリック終了に影響する行為。

インターネットアプリケーションを起動時に展示、発表されるオープン画面広告にも前項の規定を適用する。

第11条 以下に掲げる方法で広告をクリック、閲覧するようユーザーを騙し、誤認誘導してはならない：

(1)虚偽のシステム或いはソフトウェアの更新、エラー報告、クリーンアップ、通知などの表示；

(2)虚偽の放送、開始、一時停止、停止、戻るなどの標識符号；

(3)虚偽の報酬の承諾；

(4)その他ユーザーを騙し、誤認誘導し、広告をクリック、閲覧させる方法。

第12条 未成年者向けのウェブサイト、ウェブページ、インターネットアプリケーション、公式アカウント（公众号）などのインターネットメディアにおいて、医療、医薬品、保健食品、特殊医学用調整食品、医療機器、化粧品、酒類、美容の広告、及び未成年者の心身の健康を害するオンラインゲームの広告を発行してはならない。

第13条 広告主はインターネット広告の内容の真実性に責任を負わなければならない。

広告主がインターネット広告を発行する場合、主体資格、行政許可、引用証拠の内容などは法律法規の要件に適合しなければならず、関連証明書類は真実、合法、有効でなければならない。

広告主は自らのウェブサイトを構築し、独自のクライアント、インターネットアプリケーション、公式アカウント、インターネット店舗のページ面などのインターネットメディアを通じて自ら広告を発表することができ、広告事業者、広告発行者に広告の発行を依頼することもできる。

広告主が自らインターネット広告を発行する場合、広告発行行為は法律法規の要件に適合し、広告ファイルを作成するとともに速やかに更新しなければならない。関連ファイルの保存期間は広告発行行為の終了日から3年以上とする。

広告主がインターネット広告の発行を委託し、広告内容を修正するとき、書面或いはその他の確認できる方法でサービスを提供する広告事業者、広告発行者に速やかに通知

しなければならない。

第14条 広告事業者、広告発行者は、以下に掲げる規定に従い、インターネット広告業務の請負登録、審査、ファイル管理制度を構築、健全化し、実施しなければならない：

(1) 広告主の正しい身元、住所と有効な連絡先などの情報を検証して登録し、広告ファイルを構築するとともに定期的に検証更新し、広告活動に関する電子データを記録、保存する。関連ファイルの保存期間は広告発行行為の終了日から3年以上とする；

(2) 関連証明書類を検証し、広告内容を照合し、内容が不一致或いは証明書類に不備がある広告に対して、広告事業者は設計、制作、代理サービスを提供してはならず、広告発行者は発行してはならない；

(3) 広告の法律法規に精通した広告審査人員を配置或いは広告審査機構を設立する。

本弁法でいう身元情報には、名称（姓名）、統一社会信用コード（身分証明書番号）などが含まれる。

広告事業者、広告発行者は、法に基づき市場監督管理部門が展開するインターネット広告業界の調査に協力し、真実、正確、完全な資料を速やかに提供しなければならない。

第15条 アルゴリズム推奨などの方法を利用しインターネット広告を発行する場合、そのアルゴリズム推奨サービスに関する規則、広告投入記録などを広告ファイルに記入しなければならない。

第16条 インターネットプラットフォーム事業者は、インターネット情報サービスを提供する過程で、違法広告を防止、制止するための措置を講じるとともに、以下に掲げる規定を遵守しなければならない：

(1) その情報サービスを利用して広告を発行したユーザーの正しい身元情報を記録、保存し、情報記録保存期間は情報サービス提供行為の終了日から3年以上とする；

(2) その情報サービスを利用し発行された広告内容を監視、調査し、違法広告を発見した場合、是正通知、削除、遮蔽、発行リンクの遮断などの必要な措置を採り、これを制止するとともに関連記録を残さなければならない；

(3) 有効な投訴、通報の受理と処置メカニズムを確立し、利便性のある投訴通報窓口を設置或いは投訴通報方法を発行し、速やかに投訴通報を受理し処理する；

(4) 技術的手段或いはその他の手段により、市場監督管理部門が展開する広告監視を阻害、妨害してはならない；

(5) 市場監督管理部門に協力しインターネット広告での違法行為を調査するとともに、市場監督管理部門の求めに基づき、速やかに技術手段を採り被疑違法広告の証拠資料を保存し、関連広告発行者の正しい身元情報、広告改変記録及び関連商品或いはサービスの取

引情報などをありのままに提供する；

(6)サービス契約とプラットフォーム規則に基づき、その情報サービスを利用し違法な広告を発行したユーザーに対して警告、サービスの一時停止或いは終了などの措置を採る。

第17条 インターネットを利用して広告を発行、送信する場合、ユーザーの正常なネットワーク使用に影響を及ぼしてはならず、行政サービスサイト、ウェブページ、インターネットアプリケーション、公式アカウントなどを検索した結果に価格競争ランキング広告を挿入してはならない。

ユーザーの同意、要求或いはユーザーの明確な拒否の表明がない場合、その通信機器、ナビゲーション設備、スマート家電などにインターネット広告を送信してはならず、ユーザーが送信した電子メール或いはインターネットのインスタントメッセージ情報に広告或いは広告リンクを付加してはならない。

第18条 リンクを含むインターネット広告を発行する場合、広告主、広告事業者と広告発行者は、次のレベルのリンク先のフロントエンド広告に関連する広告内容を照合しなければならない。

第19条 商品販売者或いはサービス提供者がインターネットライブ放送方式を通じて商品或いはサービスを販売し、商業広告を構成する場合、法律に基づき広告主の責任と義務を負わなければならない。

ライブ放送スタジオ運営者が委託を受けて広告を設計、制作、代理、発行サービスを提供する場合、法律に基づき広告事業者、広告発行者の責任と義務を負わなければならない。

ライブ放送マーケティング人員が委託を受けて広告を設計、制作、代理、発行サービスを提供する場合、法律に基づき広告事業者、広告発行者の責任と義務を負わなければならない。

ライブ放送マーケティング人員は自らの名義或いはイメージで商品、サービスを推薦、証明し、広告代言を構成する場合、法律に基づき広告代言人（アンバサダー）の責任と義務を負わなければならない。

第20条 違法なインターネット広告に対する行政処罰を行う場合、広告発行者の所在地の市場監督管理部門が管轄する。広告発行者の所在地の市場監督管理部門が他の地域の広告主、広告事業者、広告代言人及びインターネット情報サービス提供者を管轄することが困難な場合、違法な状況をその所在地の市場監督管理部門に移送し処理することができる。広告代言人が自然人である場合、広告代言人に仲介サービスを提供する機関の所在地、

広告代言人の戸籍地或いは常住居所をその所在地とする。

広告主の所在地、広告事業者の所在地の市場監督管理部門が先に違法の手がかりを発見した場合或いは投訴や通報を受けた場合も、管轄することができる。

広告主が自ら発行した違法な広告行為に対して行政処罰を行う場合、広告主の所在地の市場監督管理部門が管轄する。

第 21 条 市場監督管理部門は違法なインターネット広告を調査・処分する時、以下に掲げる職権を法に基づき行使することができる：

- (1) 被疑違法広告活動事場所に対して現場検査を行う；
- (2) 被疑違法当事者或いはその法定代表者、主要責任者とその他の関係者に尋問し、関係部門或いは個人に対し調査を行う；
- (3) 被疑違法当事者に期限を定めて関連証明書の提供を要求する；
- (4) 被疑違法広告に関する契約書、請求書、帳簿、広告作品とインターネット広告の背景データを調査、複製し、スクリーンショット、画面記録、ウェブページ保存、写真撮影、録音、録画などの方法でインターネット広告の内容を確認する；
- (5) 被疑違法広告に直接関連する広告物品、営業用具、設備などの資産を押収、差押る；
- (6) 重大な結果をもたらす可能性のある被疑違法広告に一時停止を命じる；
- (7) 法律、行政法規に規定されるその他の職権。

市場監督管理部門が法により前項に規定される職権を行使する時、当事者は支援、協力し、拒否、妨害、正しい状況を隠蔽してはならない。

第 22 条 市場監督管理部門のインターネット広告の技術監視記録資料は、違法な広告に対し行政処罰を行う或いは行政措置を採るための証拠とすることができる。

第 23 条 本法第 6 条、第 12 条の規定に違反した場合、広告法第 57 条の規定に基づきこれを処罰する。

第 24 条 本弁法第 7 条の規定に違反し、審査を経ず或いは審査を通過した内容に基づきインターネット広告を発行していない場合、広告法第 58 条の規定に基づきこれを処罰する。

第 25 条 本弁法第 8 条、第 9 条の規定に違反し、医療、医薬品、医療機器、保健食品、特殊医学用調整食品の広告の形を変えて発行した、或いはインターネット広告に識別性を備えない場合、広告法第 59 条第 3 項の規定に基づきこれを処罰する。

第 26 条 本弁法第 10 条の規定に違反し、ポップアップなどの形式でインターネット広告を発行し、閉じる標識符号を目立つように明示せず、ワンクリックで閉鎖することを確保しない場合、広告法第 62 条第 2 項の規定に基づき処罰する。

広告発行者が前項に規定する行為を行った場合、県クラス以上の市場監督管理部門は是正を命じる、是正を拒否した場合、5 千円以上 3 万円以下の罰金を科す。

第 27 条 本弁法第 11 条の規定に違反し、ユーザーを騙し、誤認誘導し広告をクリック、閲覧させた場合、法律、行政法規に規定がある場合、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合、県クラス以上の市場監督管理部門は是正を命じ、広告主、広告事業者、広告発行者に対し 5 千円以上 3 万円以下の罰金を科す。

第 28 条 本弁法第 14 条第 1 項、第 15 条、第 18 条の規定に違反し、広告事業者、広告発行者が規定に従って広告業務管理制度を構築、健全化していない、或いは広告内容を照合していない場合、広告法第 60 条第 1 項の規定に基づき処罰する。

本弁法第 13 条第 4 項、第 15 条、第 18 条の規定に違反し、広告主が規定通り広告ファイルを作成していない、或いは広告内容を照合していない場合、県クラス以上の市場監督管理部門は是正を命じ、5 万円以下の罰金を科すことができる。

広告主、広告事業者、広告発行者は、関連責任を履行していることを証明し、リンクされた広告内容が改ざんされることを防止するための措置を講じ、違法な広告活動主体の正しい名称、住所、有効な連絡先を提供することができる場合、法に基づき行政処罰を軽減、減輕或いはこれをしないことができる。

本弁法第 14 条第 3 項に違反し、広告事業者、広告発行者が市場監督管理部門の展開するインターネット広告業界の調査を拒否し協力しない、或いは虚偽の資料を提供した場合、県クラス以上の市場監督管理部門は是正を命じ、1 万円以上 3 万円以下の罰金を科すことができる。

第 29 条 インターネットプラットフォーム事業者が本弁法第 16 条第 1 項、第 3 項から第 5 項の規定に違反し、法律、行政法規に規定がある場合、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合、県クラス以上の市場監督管理部門は是正を命じ、1 万円以上 5 万円以下の罰金を科す。

インターネットプラットフォーム事業者が本弁法第 16 条第 2 項の規定に違反し、インターネット広告活動が違法であることを知り或いは知り得べきである場合、広告法第 63 条の規定に基づきこれを処罰する。

第 30 条 本弁法第 17 条第 1 項の規定に違反し、法律、行政法規に規定がある場合、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合、県クラス以上の市場監督管理部門

は是正を命じ、広告主、広告事業者、広告発行者に対し 5 千円以上 3 万円以下の罰金を科す。

本弁法第 17 条第 2 項の規定に違反し、ユーザーの同意、要求、或いはユーザーが明確に拒否を表明せず、その通信機器、ナビゲーション設備、スマート家電などにインターネット広告を送信した場合、広告法第 62 条第 1 項の規定に基づき処罰する。ユーザーが送信したユーザーが送信した電子メール或いはインターネットのインスタントメッセージ情報に広告或いは広告リンクを付加した場合、県クラス以上の市場監督管理部門は是正を命じ、5 千円以上 3 万円以下の罰金を科す。

第 31 条 市場監督管理部門は広告法と本弁法の規定に基づき行った行政処罰の決定は、法に基づき国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。悪質で、情状が深刻で、社会的危害が大きい場合、「市場監督管理の深刻な違法信用喪失リスト管理弁法」の関連規定に基づき深刻な違法信用喪失リストに組み入れる。

第 32 条 本弁法は 2023 年 5 月 1 日より施行する。2016 年 7 月 4 日、国家工商行政管理総局令第 87 号が公布した「インターネット広告管理暫定方法」は同時に廃止する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320\\_353974.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353974.html)

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承下さい。